



鳥取県公報

平成 22 年 6 月 22 日 (火)
第 8 2 0 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (398) (経済通商総室) 2
	農業大学校における生産品の物品売払代金の収納の事務の委託 (3件) (399~401) (農業大学校) 3
	農業大学校における牛の物品売払代金の収納の事務の委託 (402) (〃) 3
	水防法による浸水想定区域の指定等 (403) (河川課) 4
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (404) (会計指導課) 4
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (405) (東部総合事務所県民局) 4
	指定居宅サービス事業者の廃止 (406) (東部総合事務所福祉保健局) 5
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (407) (〃) 5
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (病院局総務課) 5

告 示

鳥取県告示第398号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年6月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングスクエア パセオ

日野郡日南町霞789-1

2 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前10時から午後9時15分まで

変更後 午前9時から午後9時15分まで

3 変更年月日

平成22年6月4日

4 変更する理由

お客様の利便向上のため。

5 届出年月日

平成22年6月3日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成22年6月22日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

日野郡日野町根雨140-1

鳥取県日野総合事務所県民局

日野郡日南町霞800

日南町企画課

9 意見書の提出

日南町の区域内に居住する者、日南町において事業活動を行う者、日南町の区域をその地区とする商工会その他の日南町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第399号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における生産品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年6月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

鳥取中央農業協同組合
せきがね犬狹観光株式会社
地方卸売市場倉吉花き市場株式会社
地方卸売市場倉吉青果株式会社
大山乳業農業協同組合

2 委託期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

鳥取県告示第400号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における生産品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年6月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

特定非営利活動法人「東伯けんこう」

2 委託期間

平成22年4月21日から平成23年3月31日まで

鳥取県告示第401号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における生産品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年6月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

有限会社千疋屋

2 委託期間

平成22年5月17日から平成23年3月31日まで

鳥取県告示第402号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における牛の物品売払代

金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年6月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
JA全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部
- 2 委託期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

鳥取県告示第403号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく浸水想定区域の指定をしたので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり公表する。

平成22年6月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 浸水想定区域を指定した河川の名称
二級河川河内川水系河内川
- 2 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を表記した図面を閲覧に供する場所
鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県東部総合事務所県土整備局

鳥取県告示第404号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成22年6月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
573	米子信用金庫西支店	売りさばき場所	米子市角盤町四丁目 60-1	米子市旗ヶ崎二丁目 20-37	平成22年6月14日

鳥取県告示第405号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年8月10日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年6月22日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成22年6月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人和紙の里あおや
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
鈴木 光頼
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市青谷町河原262
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、因州和紙及び和紙文化の継承・発展を図り、和紙を通じた交流事業等を行うことにより、地域の振興と発展に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第406号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年6月22日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社五臓圓薬局	有限会社五臓円薬局	鳥取市二階町二丁目207	平成22年6月11日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第407号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年6月22日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社五臓圓薬局	有限会社五臓円薬局	鳥取市二階町二丁目207	平成22年6月11日	介護予防居宅療養管理指導

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年6月22日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | ホルミウムレーザー光手術システム 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成22年5月12日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社ピー・エム・エス
島根県松江市黒田町344-3 |
| 5 契約金額 | 38,850,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局管財課
倉吉市東昭和町150 |